

別表

事業の種類		採択基準	市の補助率(対事業費) (千円未満切捨て)	摘要	
農地及び農業 用施設改良事業	市単独補助基 盤整備事業	農道整備事業 (舗装及び橋梁 を含む。)	(1) 受益面積 0.3ヘクタール以上 (2) 延長 50メートル以上 (3) 幅員 3メートル以上	50%	事業費の採択基準は100千円以上8,000千円未満のものを対象とする。
		水路	(1) 受益面積 0.3ヘクタール以上 (2) 延長 20メートル以上	50%	
		ため池	受益面積 0.3ヘクタール以上	50% (85% ^{※1})	
		暗渠排水	受益面積 0.1ヘクタール以上	50%	
		小規模圃場整 備事業	受益面積 0.1ヘクタール以上 (ただし、団体管以上の改良が見込ま れる地域以外の地域)	50%	
		その他	受益面積 0.3ヘクタール以上	50%	
	県単農地有効利用支援整備事業		県の事業認可を受けた事業	20%	土地改良区を事業主体として事業費100千円以上を対象とする。
				40%	県が「過水対策会議」を開催後、緊急的な過水対策事業に限る。
	県単基幹水利施設緊急修繕事業		県単基幹水利施設緊急修繕事業実 施要領による。	10%	土地改良区を事業主体とする。
	土地改良施設維持管理適正化事 業		国の土地改良施設維持管理適正化 実施要綱等による。	16%	土地改良区を事業主体とする。 (基幹水利施設補修比率按分)
	水利施設等保全高度化事業(簡 易整備型)		国の水利施設等保全高度化事業実 施要綱等による。	一般:20% 6法など:15% ^{※2}	土地改良区を事業主体として事業費2,000千円以上を対象とす る。
	農地耕作条件改善事業(地域内 農地集積型)		国の農地耕作条件改善事業実施要 綱等による。	一般:20% 6法など:15% ^{※2}	同上
	農業水路等長 寿命化・防災減 災事業	長寿命化対策	国の農業水路等長寿命化・防災減災 事業実施要綱等による。	一般:20% 6法など:15% ^{※2}	同上
		防災減災対策 の内のため池整備	国の農業水路長寿命化・防災減災事 業実施要綱等による。	一般:24% 6法など:19% ^{※2}	同上
	土地改良施設突発事故復旧事業		国の土地改良施設突発事故復旧事 業実施要綱等による。	一般:25% 中山間:22.5% ^{※3}	同上
災害復旧事業	小規模災害復旧事業	事業費が100千円以上400千円未満	50%		
	国県補助のある災害復旧事業	県の農地・農業用施設災害復旧事業 補助金交付要綱による。	15%	災害復旧事業の暫定法に基づく補助率増高による金額を上限と する。	
管理体制整備促進事業		国の国営造成施設管理体制整備促 進事業実施要綱に準じる。	37.5% (50% ^{※4})	補助率37.5%は国のガイドラインに準じる。	
土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業		国の土地改良施設PCB廃棄物処理 促進対策事業実施要綱による	43%	土地改良区を事業主体とした事業を対象とする。 補助率43%は「地方公共団体の負担割合の指針」における特定農 業用水路等特別対策事業に準じる。	
終期		令和9年3月31日			

※1 防災上危険なため池整備の場合の補助率

※2 6法(離島、山振、半島、過疎、特農、豪雪)指定地域、急傾斜地畑地帯である場合の補助率

※3 中山間地域指定(5法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域を指す)である場合の補助率

※4 対象施設の受益内担い手集積率が国の政策目標である80%を超えた場合、補助率を施設の管理に係る経費の50%へ嵩上げる。

なお、担い手集積率は補助金交付申請時点のものとする。ただし、対象施設は西・東排水機場及び大井排水機場とする。